

材料費等記載内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正法の施行（令和7年12月12日）に伴い、入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳」を記載しなければならないこととされました。（入札契約適正化法第12条）

つきましては、与謝野町が発注する公共工事における入札金額の内訳書に、以下の内容を明記する必要がありますのでお知らせします。

赤枠内を今回追加

- 内訳書への記載が必要となった追加項目
 - 材料費
 - 労務費
 - 法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）
 - 安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）
 - 建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

※上記項目の記載がない場合、入札を無効としますのでご注意ください。

2 内訳書の例

工 事 費 内 訳 書

工事名：○○○○工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路工事		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m3	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計算）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注）本内訳書は、第一回の入札に際し提出を求めるものである。

注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

材料費等記載内訳書についてのQ A

Q 1 入札金額内訳書に記載が必要となった材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建退共掛金（以下「材料費等」という。）については、何を計上すればよいのか。

A 1 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月、国土交通省不動産・建設経済局）」のp.12～p.14、「「労務費に関する基準」の運用方針（令和7年12月、国土交通省）」等を参考に計上してください。

表 3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

出典：労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン p.12

Q 2-1 概略発注工に含まれる工種に係る材料費及び労務費は計上する必要があるか。

A 2-1 必ずしも計上することを求めません。
ガイドラインにおいて必須項目として定められているのは、材料費のうち「主要な材料費」、労務費のうち「積上げ積算方式の工種」等とされており、概略発注工に含まれる工種はこれらに該当しないものと判断します。

Q 2-2 概略発注工に含まれる工種について、数量計算書では工事区分・工種・種別・細別まで記載されているが、入札金額内訳書にも同様に細かく記載する必要があるか。

A 2-2 概略発注工は、工事発注時の契約対象工種の一部を「対象工種を除く直接工事費」に対する率で一式計上して工事価格の算出を行うことにより、受発注者双方の積算の簡略化を図ることを目的とする制度であることから、金抜き設計書と同様に1行にまとめて記載していただいて構いません。

Q 3 市場単価方式や概略発注工を活用している場合など、材料費等の算出が困難な場合の入札金額内訳書における記載方法は。

A 3 以下のとおり、その旨を明記願います。
なお、請負代金内訳書における「法定福利費」については、令和8年3月以前と同じく明示が必要です。

	材料費	労務費
すべてを計上できない場合	「算出不能」、 「計上不可」など記載	うち、材料費 算出不能 うち、労務費 計上不可
一部のみに計上できない場合	「一部のみに計上」、 「計上可能分のみ」など併記	うち、材料費 ○○○○円（一部のみに計上） うち、労務費 ○○○○円 ※計上可能分のみ

Q 4 材料費等の記載方法は、提出用内訳書の様式と同じである必要があるか。

A 4 2 内訳書の例のように内訳書の行内に表示する方法を基本としますが、備考欄、欄外又は別表への記載等、方法は問いません。また、提出用内訳書の様式をそのまま使用しても問題ありません。ただし、いずれの方法においても、材料費等が特定できるよう明示する必要があります。

Q 5 入札金額内訳書に記載された材料費等の金額が著しく低い場合や、材料費と労務費の和が直接工事費を上回る場合、法定福利費と建退共掛金の和が技術管理費を上回る場合又は安全衛生経費が工事原価を上回る場合など、記載された金額の合理性に疑義が生じたときに、入札を無効とすることはあるか。

A 5 当面の間、記載された金額の多寡によって、直ちに入札を無効とする取扱はしませんが、記載内容の合理性を確認することがあるため、適切な見積及び対応をお願いいたします。
なお、記載が抜けている場合、又は様式の間違い等により事項の欄がない場合は、原則として無効の入札として取り扱います。

Q 6 入札金額内訳書の内容は、落札後の契約書に付する請負金額内訳書の内容と一致させる必要があるか。

A 6 入札金額内訳書は、入札時点における計画に基づいて作成されるものであり、契約締結までの間に計画を見直すことも想定されます。したがって、両者の内容が完全に一致していなくても問題ありません。

Q 7 複数の工区を有する箇所点在工事のように、複数の本工事費（積算ツリー）が含まれる場合の入札金額内訳書における材料費等の記載方法は。

A 7 次のいずれかの方法で記載してください。

【本工事費（積算ツリー）ごとに記載する場合】

本工事費ごとに、直接工事費、現場管理費及び工事原価の内数としてそれぞれ記載する。

	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良	式	1			
道路工事	式	1			
欄外工	式	1			
欄内	式	1			
	式	1			
直接工事費	式	1			
うち材料費	式	1			
うち労務費	式	1			
現場管理費	式	1			
法定福利費（率計算）	式	1			
現場管理費	式	1			
うち法定福利費の事業主負担額	式	1			
うち建退共制度の掛金	式	1			
工事原価	式	1			
うち安全衛生経費	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事総額	式	1			
消費税相当額	式	1			
工事費計	式	1			

	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良	式	1			
道路工事	式	1			
欄外工	式	1			
欄内	式	1			
	式	1			
直接工事費	式	1			
うち材料費	式	1			
うち労務費	式	1			
現場管理費	式	1			
法定福利費（率計算）	式	1			
現場管理費	式	1			
うち法定福利費の事業主負担額	式	1			
うち建退共制度の掛金	式	1			
工事原価	式	1			
うち安全衛生経費	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事総額	式	1			
消費税相当額	式	1			
工事費計	式	1			

...

	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良	式	1			
道路工事	式	1			
欄外工	式	1			
欄内	式	1			
	式	1			
直接工事費	式	1			
うち材料費	式	1			
うち労務費	式	1			
現場管理費	式	1			
法定福利費（率計算）	式	1			
現場管理費	式	1			
うち法定福利費の事業主負担額	式	1			
うち建退共制度の掛金	式	1			
工事原価	式	1			
うち安全衛生経費	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事総額	式	1			
消費税相当額	式	1			
工事費計	式	1			

【工事全体の合算値を記載する場合】

工事全体の合算値であることを必ず明示した上で、表紙、欄外、別表などに記載する。

（表紙、内訳書欄外、別表等に付記）
（例）

直接工事費に占める材料費	〇〇〇〇円
直接工事費に占める労務費	〇〇〇〇円
現場管理費に占める法定福利費の事業主負担額	〇〇〇〇円
現場管理費に占める建退共制度の掛金	〇〇〇〇円
工事原価に占める安全衛生経費	〇〇〇〇円

なお、上記5項目はそれぞれ全本工事費／全工区の合算額である。

- Q 8 自社又は他の退職金制度に加入している者のみで施工する予定であり、入札時点で建退共証紙を購入する予定がない場合、「建退共制度の掛金」欄はどのように記載すればよいか。
- A 8 建退共証紙の購入予定がない場合であっても、「うち建退共制度の掛金」の欄は必ず設け、「0円」又は「証紙購入不要」などと記載してください。請負代金内訳書についても同様です。
なお、当該項目がない場合又は金額欄が空欄となっている場合は、記載漏れとして取り扱います。
- Q 9 パトロール業務や除草等業務、機器の保守点検業務のように、工事の積算体系を準用している業務委託の入札における、入札金額内訳書の取り扱いは。
- A 9 業務委託では、入札金額内訳書に材料費等の記載がない場合も、有効なものとして取り扱います。